

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況

【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	財団法人日本医薬情報センター 理事長 首藤 紘一 東京都渋谷区渋谷2-12-15 長井記念館3F	医薬関連情報12部他3件の購入	契約担当役代理 谷田 修司 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成18年4月3日	2,520,000	随意契約	当該製品については、同社が出版しており、直販のみの取り扱いであるから。(会計規程第45条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	12	
2	財団法人日本薬剤師研修センター 理事長 井村 伸正 東京都港区虎ノ門1-2-20 虎ノ門19MTビル	平成18年度治験コーディネーター養成研修事業	契約担当役代理 谷田 修司 東京都千代田区霞が関 3-3-3新霞が関ビル	平成18年6月23日	55,300,000	随意契約	当該業務の趣旨である医療機関における専門家の育成に沿い、委託相手について①治験に関する情報を十分に得ることができること。②過去に同様の研修事業を行った実績があること。③受講修了者に対して研修後に継続して情報提供等が可能であること。④研修に関する個人情報(就職給付等の)を営利目的に使用しないこと。等の条件を満たす社は他にいない。(会計規程第45条第1項)	見直しの余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度契約から)		
3	財団法人日本公定書協会 会長 内山 充 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会会長井記念館	日本薬局方原案整備等作業	契約担当役代理 谷田 修司 東京都千代田区霞が関 3-3-4新霞が関ビル	平成18年6月26日	23,440,725	随意契約	当該業務の遂行には、日本薬局方に収載されている試験方法、品目毎の化学構造式及び規格・試験方法等の内容の全てについて正確に理解できる相当の専門性が求められるが、その専門性・信頼性を担保しうる社は他にいない。(会計規程第45条第1項)	見直しの余地あり	1.原案整備作業は、基準課内において職員・嘱託の増員により自ら実施する。 2.技術校閲は、競争入札に移行(総合評価) (20年度契約から)		
合計					81,260,725						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、以下に該当する番号を記載する。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの「1」

(ロ) 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの「2」

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの「3」

(ニ) 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの「4」

ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。) 「5」

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等 「6」

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等 「7」

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) 「8」

(ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。) 「9」

- (二) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入「10」
- (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入「11」
- (ハ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの「12」
- (ト) 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- (チ) 競争に付することが不利と認められる場合「14」
- (リ) 秘密の保持が必要とされている場合「15」
- (ヌ) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- (ル) 特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- (ヲ) その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないもの「18」
- (ド) 見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合「19」
- (カ) 見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合「20」